

# 天津大野木マイツ ニュースレター

2005年5月27日

No. 0505

文責：安達 友信

## 中国人従業員の費用控除額がUP！！

天津市地方税務局・財政局より2005年5月19日付（2005年5月23日公布）で、中国人従業員の個人所得税計算における費用控除額を1,200人民元に変更する旨の通知が発せられました。（津財発〔2005〕15号）

### 従来<sup>の</sup>費用控除額

従来、中国人従業員の給与所得に係る個人所得税の計算において費用控除額は1,000人民元とされていました。

### 新通知における費用控除額

天津市の経済が急速に発展しており、従業員の給与水準も高くなってきているということで、この度、天津市の個人所得税の計算における費用控除額（個人所得税法上の費用控除額は800人民元）の加算額を200人民元から400人民元に引き上げ、費用控除額は合計で1,200人民元となりました。

**適用は2005年6月申告分より、つまり2005年5月支給給与分から適用となります。**

ちなみに、北京市と上海市の費用控除額は1,200人民元とされており、これらの都市並みに所得水準が上昇してきたという証でしょうか。

6月7日までの個人所得税申告分について、実際の申告手続きを行う前に、今一度所轄税務局にご確認ください。

以上。